

栄養教諭の配置促進を求める意見書

近年、国民の食生活を取り巻く環境は大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、食の安全等、様々な問題が生じている。このため、食に関する知識と食を選択する力を習得するための食育を推進することが喫緊の課題となっている。

このような中、子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性をはぐくむ基礎となるほか、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも重要である。

子どもたちに対する食育を推進するためには、教員としての資質能力と栄養に関する専門知識を持った栄養教諭が中心となり、各学校での全体的な指導計画の作成、教職員や家庭、地域との連携・調整、各教科等での指導への参画などに取り組むことが不可欠である。

国の食育推進基本計画においては、栄養教諭について、「各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、全都道府県における早期の配置が必要である」とし、「栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する」と掲げている。

よって、県におかれては、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を円滑化するなど、栄養教諭の一層の配置を促進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月17日

議会議長名

神奈川県知事 あて